

第4日（9月18日）

1 四之宮 慎一 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

- 1 上下水道カルテを踏まえた市民生活を守る上下水道について

国は、各自治体の水道施設の耐震化や老朽化などの状況を見える化した「水道カルテ」を公表しています。

また、下水道についても同様に「下水道カルテ」が公表されています。

そこで、本市の耐震化の進捗状況や、大規模地震が発生した場合の影響、今後の整備について伺います。

 - (1) 水道施設について

ア 水道カルテを踏まえ、本市の水道施設の耐震化の進捗状況について伺う

イ 地震による大規模災害が発生した場合、水道施設への影響をどのように想定しているか伺う

ウ 今後、水道施設の耐震化をどのように進めていくのか伺う
 - (2) 公共下水道施設について

ア 下水道カルテを踏まえ、本市の公共下水道施設の耐震化の進捗状況について伺う

イ 地震による大規模災害が発生した場合、公共下水道施設への影響をどのように想定しているか伺う

ウ 今後、公共下水道施設の耐震化をどのように進めていくのか伺う
- 2 市民の健康づくりと猛暑対策について

近年、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防に向け、市民一人ひとりの健康づくりが重要となっています。

本市では、健康管理アプリ「カロママプラス」や各種健診、保健指導などの取り組みを進めており、健康に関するデータから市民の健康課題も見えてきています。

また、厳しい暑さが続く中、本市では「猛暑は災害」と捉え、様々な熱中症対策を進めています。

そこで、これまでの取り組みから見えてきた成果や課題と、今後の健康づくり及び猛暑対策について伺います。

 - (1) 市民の健康づくりについて

ア 健康管理アプリ「カロママプラス」の利用状況と利用データから見えてきた傾向について伺う

イ 健診などの各種データから見えてきた市民の健康状態と課題について伺う

ウ 見えてきた課題を、今後の健康づくりにどのように生かしていくのか伺う
 - (2) 猛暑対策について

ア 本年2月議会で示された熱中症対策のその後の実施状況について伺う

イ 今年の猛暑を踏まえて新たに見えてきた課題について伺う

ウ 今後さらにどのような対策を進めていくのか伺う

2 秋山 博子 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

- 1 人権を学ぶ場としての地域交流センターの機能強化を求めて

ニュース報道などで人権侵害やハラスメント、差別的言動など、本来、多様性を認め、支え合うべき市民社会を脅かすような事象に触れるたびに、私たち大人は「人権」をどこで学ぶことができるのか、今こそ学び合う時ではないかと危機感を覚える。社会教育や生涯学習の一環として組み立てる人づくりの施策が求められているのではないか、その機能を果たせるのは市内9ヶ所の地域交流センターではないか、という思いから一般質問に取り上げる。

市では令和6年4月から、それまでの公民館9館を地域交流センターへと移行し、より利用しやすい公共施設へと取り組みを進めてきた。1年半を経て改めて、交流センターとしての機能や役割について振り返り、この移行によって、市民は何を得たのか、社会教育はどのように継承され発展したのか、市はどのような市民を育てどのような地域社会を目指しているのか伺っていききたい。

(1) 地域交流センター化による成果について

- ア 地域交流センターに移行した目的は何か
- イ 公民館では実現できず、地域交流センターで実現できたことは何か
- ウ 市民にとっての具体的なメリットは何か
- エ 市はどのような指標で成果を検証しているのか

(2) 利用者の満足度について

- ア 利用者の満足度調査は行なっているか
- イ 利用者の意見を施設運営にどう反映しているか

(3) 社会教育機能の継承について

- ア 公民館が担っていた社会教育機能をどのように継承しているのか
- イ 人権、多文化共生、地方自治、地域課題を学ぶ機会をどのように確保しているのか
- ウ 地域交流センターと社会教育の関係をどのように考えているのか
- エ 社会教育主事は運営にどう関わっているのか
- オ 社会教育を推進するためにセンター主催の講座を充実させる考えはないか

(4) 利用ルールの公平性について（地方自治法244条「公の施設」、に照らして）

人づくりの社会教育施設として、公平性・透明性が求められることから何点か伺う。

- ア 自治会が使用料免除となっている理由は何か
- イ 認定NPO法人等、公共的な活動団体の使用料はどうか
- ウ 令和7年度の使用料免除の総額（冷暖房料含む）はいくらになるのか
- エ センター内で飲酒が認められている団体はどこか
- オ その理由は何か
- カ 利用ルールは市民にわかりやすく提示されているのか

(5) 市の社会教育理念について

- ア 焼津市はどのような市民を育てたいのか
- イ 地域交流センターはその実現にどう貢献するのか

2 防災にインクルーシブとジェンダー視点の強化を求めて

2011年3月に起きた東日本大震災から15年が経過した。その後も能登地震、熊本地震と大きな地震に見舞われ、さる7月28日の熊本地震では未だ2,000人以上の方々が過酷な避難生活を続けておられるという厳しい状況である。これらの災害で教訓にすべき解消すべきであると強く指摘され続けてきた課題は、例えばスフィア基準に基づく避難所の環境やTKB48（清潔なトイレ、温かい食事、ベッドを48時間以内に届ける）など、多岐にわたるのであるが、途上である。

今回は防災におけるインクルーシブの視点、ジェンダーの視点を取り上げたい。いずれも命に関わる問題である。

(1) インクルーシブ防災の進捗について

- ア 障害児者の防災力を高める取り組みはどうか
- イ 避難行動要支援者の個別避難計画策定の状況はどうか

ウ 多言語による防災の啓発や訓練はどうか エ 家族の一員であるペット同行避難の体制はどうか (2) ジェンダー防災の学びについて ア 市の防災の取り組みにジェンダー視点は生かされているか イ 災害時の避難所における性暴力やDVを防ぐためにどのような対策を考えているか ウ 女性たちからのジェンダー視点の提案や意見が自主防災会の活動に反映される仕組みはあるか
3 鈴木 浩己 議員（質問方式 一問一答）
答弁を求めるもの 市長
1 地震に強い木造住宅の耐震化に向けた取組について (1) 旧耐震基準住宅(1981年5月以前)への対策 令和8年熊本地震における住宅被害が3万棟を超えた。木造住宅の耐震化は、市民の命を守るうえで極めて重要である。静岡県の木造住宅耐震化プロジェクトTOUKAI-0は、1981年5月以前に建てられた木造住宅を対象に、耐震診断から耐震補強まで一貫して支援する制度として進められて来た。県の公表では、2025年度末までに無料耐震診断が99,354件、耐震補強補助が28,798件に達しており、全国でも先行的な取組とされている。しかし、一方で、高齢者等世帯では、耐震化に踏み切れない住宅もあり、県では、今年度から、耐震化と減災化を両輪で進める「プロジェクトTOUKAI-0+(プラス)」にプロジェクトを刷新し、高齢者等の負担軽減など減災化につながる補助メニューに「簡易改修」「部分補強」「外部改修」を加えた。 本市においては、今年度のプロジェクトTOUKAI-0総合支援事業として、耐震診断、耐震補強、除却などへの支援を実施し、申請書提出期限を2027年1月29日、完了実績報告期限を2027年2月26日としている。 これまでのプロジェクトTOUKAI-0総合支援事業の取組と今後の施策展開について伺う。 ア 本市のTOUKAI-0総合支援事業として、これまでの無料耐震診断と耐震補強工事費用補助および耐震補強以外の耐震シェルターと防災ベッドの設置費用助成はそれぞれ何件か伺う イ これまでのプロジェクトTOUKAI-0総合支援事業をどう評価しているか伺う ウ 対象となる旧耐震基準住宅は、なお残っていくと想定されるが、どの層に重点を置いて、進めていく考えか伺う エ 県のプロジェクトTOUKAI-0+(プラス)では、従来の耐震補強に加え、簡易改修、部分補強、外部改修といった減災化のメニューが新たに位置づけられている。本市において「簡易改修」「部分補強」「外部改修」、これら三つのメニューの導入趣旨をどのように受け止め、今後の導入予定や啓発・活用について伺う (2) 新耐震基準住宅(1981年6月から2000年5月)への対策 旧耐震住宅への支援を進める重要性は十分理解している。一方で、能登半島地震や熊本地震の分析を見ると、新耐震基準の木造住宅でも被害が確認されており、国土交通省の令和6年能登半島地震の分析では、1981年以降の木造建築物でも倒壊等が生じており、1981年以降2000年では倒壊等が48棟で5.4%、2000年以降でも4棟で0.7%とされている。国土技術政策総合研究所の熊本地震の分析でも、旧耐震基準の被害率が大きく、一方で、新耐震基準導入以降では、2000年の接合部等の基準明確化以降の住宅の方が被害率は低く、新耐震基準とはいえ、建築年度により相対的な弱さがうかがえる内容となっており、1981年6月から2000年5月までの新耐震基準木造住宅には一定の留意が必要であることが示されている。 ア 県は、新耐震基準導入後の1981年6月から2000年5月までの木造住宅にも一定の被

害があったことを踏まえ、被害の抑制に向けた取組が必要としている。本市として、2000年5月までの新耐震基準木造住宅への注意喚起、相談対応、実態把握を進める考えはあるか伺う

イ 国や県の動向を踏まえながら、今後の支援のあり方を研究していく考えはあるか伺う

2 住民票等各種証明書交付のデジタル化の進捗と交付手数料のキャッシュレス化

(1) 各種証明書の電子申請について

本市では、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍関係証明書、所得証明書などについて、コンビニ交付や本庁舎のらくらく窓口証明書交付サービスが導入され、証明書交付のデジタル化が進んでおり、市民の利便性が年々向上している。

ア 現在、本市が発行する各種証明書のうち、コンビニ交付できる証明書は何か伺う

イ 証明書全体に占めるコンビニ交付発行件数の割合はどうか伺う

ウ コンビニ交付の対象とならない証明書については、市役所への来庁もしくは郵送請求する必要があるが、これらの証明書の請求について、今後、電子申請化を進める予定はあるか伺う

(2) 各種証明書の交付手数料の支払いについて

高齢化の進展により、相続人の調査依頼や空き家対応において、所有関係や相続関係の確認のために、戸籍や住民票などの証明書の取得需要が増加している。例えば、司法書士など士業が郵送請求する場面であるが、戸籍謄本や住民票等の郵送請求に対し、交付手数料として本市においては「定額小為替」か「現金書留」が指定されている。定額小為替は、郵便局かゆうちょ銀行の窓口で購入し、現金を証書に換えて送る送金方法である。また、購入には、手数料がかかり、なおかつ有効期限(発行日から6か月)もあるなど、様々な制約がある。

ア 近年、こうした郵送請求が増加傾向であるが、年間の件数はどの程度か伺う

イ 司法書士など士業における郵送請求での証明書交付手数料について、キャッシュレス決済を導入できないか伺う